

見江島展望台の利用促進に関する実証事業 出店者募集要項

令和6年7月1日

南伊勢町観光商工課

1. 目的

南伊勢町の「見江島展望台」は、伊勢志摩国立公園/鶴倉園地内に位置し、展望台から眺められるかさらぎ池は、ハートの形にみえることから「ハートの入り江」と呼ばれ、恋人の聖地としても認定されています。また、同地域には「たちばな展望台」「かさらぎ展望台」「あけぼの展望台」と複数の展望台が隣接しており、町内でも多くの人々が訪れる代表的な観光地となっています。

このたび、観光の振興及び利用者のサービス向上を目的に、見江島展望台に出店を希望する事業者を募集します。

2. 概要

(1) 場所

南伊勢町道行竈 見江島展望台 駐車場（別紙参照）

(2) 区画

幅 3.0m×奥行 6m まで 別紙配置図赤枠区画

※車両の設備(扉を広げた場合など、作業スペースも含む)や幟等の設置も使用面積に含める

(3) 出店形態

- ・飲食物や特産品、グッズ（ハンドクラフト・アクセサリ等）等の販売を行う。
- ・キッチンカー等移動販売車両の他、区画内であれば看板や幟等の設置も可とする。

(4) 出店日時

- ・令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)のうち、決定した日。
- ただし、以下の日を除く。

①公用又は公共用に供する日

②その他、状況を鑑み、駐車場での出店が適切でないと判断する日

(5) 出店可能時間

- ・8:00～18:00 の範囲内(準備、片付け、退出の時間を含む)

(6) 利用料

無料

(7) その他経費

出店に要する費用は事業者の負担とする。

3. 応募資格

- (1) 三重県内に拠点を持つ事業者又は個人
- (2) 町が実施するヒアリング・アンケート調査等に協力できる者

- (3) 申請時点において、当町に納付すべき町税等の滞納がないこと。
- (4) 南伊勢町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 1 号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(以下、「暴力団員等」という。)でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※以下の内容を実施するものは応募できません

- ・政治活動及び宗教活動を目的とする者
- ・特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者
- ・キャラクターものなど、著作権法等に違反するものを販売する者

<飲食物の販売について>

- ・各保健所が発行する食品衛生法による「営業許可証」等をお持ちの方に限ります。出店が決まりましたら、必要な許可証のコピーを提出いただく場合があります。
- ・食品は個別に包装し、適正な食品表記を必ず記載してください。野菜果物など個別に包装しない食品は、産地等を見やすい場所に掲示の上、製造者又は販売者氏名等を記載した紙などを用意し販売時にお渡しください。

4. 許可条件

- ・発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。
- ・出店場所が駐車場であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - 車両を動かす際には前後左右を確認するなど、安全運転を徹底すること。
 - 車両の駐車及び看板等動産の設置にあたって、来場者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。
 - 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- ・衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - 出店者は食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、資格保有者が現場に常駐すること。
 - 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・町から指示があった場合、それに従うこと。
- ・出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- ・本要項に定める他、関係法令を遵守すること。
- ・その他、疑義が生じた場合、町及び事業者にて協議し、町長が決定する。

5. 使用制限

- ・来場者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売やチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み、及び、BGM 等は禁止とする。

- ・出店者でゴミ箱を利用者にわかりやすい位置に設置し、出店で発生したゴミは全て持ち帰ること。また、販売終了後は使用場所の清掃を行うこと。これに違反した場合、再度の出店は認めません。
- ・敷地内設備の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- ・敷地内は全面禁煙とする(加熱式たばこを含む)。
- ・ベンチ、机等の設置は許可区画内のみとし、それ以外の場所への設置は不可とする。
- ・許可区画以外の使用(幟等の設置を含む)、駐車等は禁止とする。
- ・酒類及び町が不適切と認めるものの販売は禁止とする。

6. 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがある。

- ・許可物件を町において公用又は公共用に供する必要があるとき。
- ・使用者が許可条件に違反したとき又は要項に記載する内容に違反していると判明したとき。
- ・許可物件を第三者に使用させたとき。

なお、使用の許可の取消しにより、出店者に損失が生じても、補償しない。

7. 応募方法

(1) 申込み

- ・申込手続きは、LOGO フォームにて行う（別紙に記載）。
- ・事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能。
- ・出店を希望する日の2週間前までに申込みを行うこと。

(2) 使用許可

上記申請に対し、条件を付したうえで町が使用許可手続きを行う。

(3) 出店申込みの注意点

- ・出店者はLOGO フォームによる申込の先着順で決定する。
出店決定者には申込受付後、町から使用許可書を送付する。

8. 問合せ先

〒516-1492 三重県度会郡南伊勢町神前浦 15

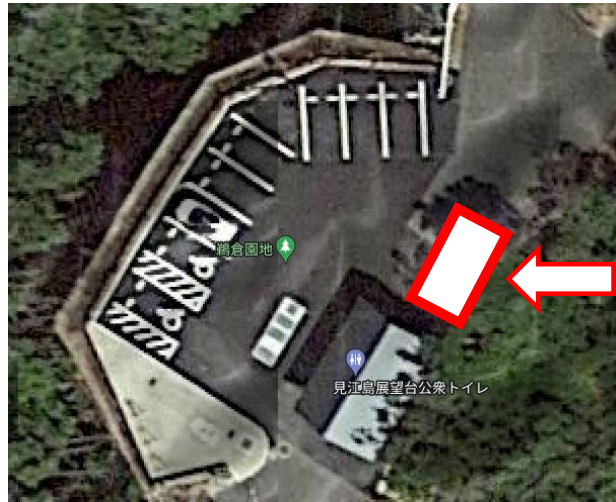
南伊勢町 観光商工課 観光商工係

電話：0596-77-0003 FAX：0596-76-0279 メール：kankoshoko@town.minamiise.lg.jp

(別紙)

<出店配置図>

見江島展望台 駐車場



<利用申請フォーム>

URL: <https://logoform.jp/form/QmXN/608275>



利用申請フォーム

<利用後アンケートフォーム>

URL: <https://logoform.jp/form/QmXN/608401>



利用後アンケート
フォーム

・申請手続きの流れ

1. LOGO フォームから申込み手続きを行う (出店希望日の2週間前まで)
2. 使用許可書送付 (町役場からメールで届く ※PDF データ)
3. 出店 (出店後、アンケートの提出)

<参考>

令和5年度 見江島展望台・たちばな展望台入込客数 (延べ人数)

令和5年4月	: 1,946人	令和5年5月	: 4,406人	令和5年6月	: 1,436人
令和5年7月	: 2,242人	令和5年8月	: 1,981人	令和5年9月	: 1,780人
令和5年10月	: 3,033人	令和5年11月	: 2,645人	令和5年12月	: 5,667人
令和6年1月	: 3,014人	令和6年2月	: 2,170人	令和6年3月	: 2,720人